

# 2017年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 後期日程入学試験問題 法律科目試験

### (憲 法)

#### 第1問 (配点：50点)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。

#### (設例)

2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。この法律は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的」とし(1条)、2条(定義)で「この法律において『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において『本邦外出身者』という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と定めるが、2条にいう言動の禁止規定や罰則の定めは置かれていない。

A市市民会館条例は、市民会館の使用を不許可とすることができる事由として、7条1号で「公の秩序をみだすおそれがある場合」と定めているが、上記法律施行後、条例7条に2号を追加する改正が行われ、2号で「〔上記法律2条にいう〕本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行う蓋然性の高い集会のための使用申請があった場合」と規定した。

団体BはA市内において、「本邦外出身者は日本から出ていけ」等の排外的な主張・デモ行進を繰り返し、反対団体Cとの間で主張・デモ行進の応酬合戦を繰り返してきた。しかし、その都度、警察等の警備により混乱が阻止され、関係者への傷害などの刑事事件はこれまでに生じるには至っていない。

団体Bはこれまで繰り返し主張してきた内容の集会をA市市民会館で開催しようとして使用許可申請を行ったが、A市長は、本件使用許可申請はA市市民会館条例7条1号および2号に該当することを理由として、不許可処分を行った。

これに対し、団体Bは、本件市民会館使用不許可処分の取消訴訟を提起した。

#### [問]

本件訴訟において、どのような憲法判断が下されるべきかについて、あなたの見解(あるべき裁判官の見解)について述べなさい。

ただし、集会の期日が経過したことによる訴えの利益の喪失については、論じなくて

2017年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(憲 法)

---

よい。

第2問 (配点：50点)

内閣の法律案提出権が認められていることは、憲法上どのように評価されるべきか。  
また、内閣法を改正して、内閣の法律案提出権を否定した場合、このことは憲法上どのように評価されるべきか、論じなさい。